

一般競争入札公告

不用物品を一般競争入札により売払うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

釜石市長 小 野 共

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 公用車の売払い
- (2) 車名 トヨタ ランドクルーザー
- (3) 形状 消防車

2 一般競争入札に参加できる資格要件

- (1) 日本国内に在住する個人及び法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市区町村税を滞納していないこと。

3 入札参加申込書の提出等

入札参加希望者は、下記に記載の関係書類を釜石市総務企画部財政課に提出してください。

(1) 申請期間

令和7年9月16日(火)から令和7年10月6日(月) 午後5時まで

(2) 提出場所

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
釜石市役所総務企画部財政課財政係（第1庁舎2階）
TEL 0193-27-8416

(3) 受付方法

入札参加申込書の提出は、直接持参又は郵送により提出してください。電子メールやFAXでの申込みは一切受けません。

※郵送にて入札参加申込書を提出する場合は令和7年10月6日(月)午後5時必着です。

※郵送によるトラブルを未然に防ぐため必ず書留郵便にて発送して下さい。

(4) 提出書類

入札参加申請時には、次の書類を提出してください。

- ① 入札参加申込書(様式第1号)
- ② 身分証明書(個人の場合は本籍地で発行された身分証明書、法人の場合は登記事項証明書)
- ③ 住所地(所在地)の市区町村が発行する納税証明書(滞納がない旨の納税証明書)
- ④ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第2号)

※ただし、釜石市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録のある者は、②～④の書類を省略することができる。

※②、③の書類は、発行から3か月以内のものとし、写しの提出も可とする。

- (5) 一般競争入札参加資格について審査し、申請締切日以降に、市から入札参加資格確認通知書を郵送します。

※期間内に入札参加申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできません。

4 売払物品の公開日時及び場所

(1) 日時

①令和7年9月29日(月) 午前10時から午後3時まで(正午から午後1時を除く)

②令和7年9月30日(火) 午前10時から午後3時まで(正午から午後1時を除く)

※見学を希望する場合は必ず事前に下記へご連絡ください。

(2) 場所及び連絡先

場所：岩手県釜石市鈴子町16-19

釜石大槌地区行政事務組合 釜石消防署

連絡先：釜石市危機管理監消防課消防団係

TEL 0193-22-2525

(3) その他

売払物品の公開日に参加しなくても入札に参加できますが、現況を把握し、全ての事項を了承されたものとして取り扱いますのでご了承のうえ、入札にご参加ください。

5 質問及び回答の方法など

- (1) 入札公告や売払物品に関して質問がある場合は、令和7年10月6日(月)午後5時まで、総務企画部財政課あて紙面により提出してください。提出方法は、持参、郵送、メール、FAXのいずれかをお願いします。

なお、公平性を保つため、物品公開時の質疑応答を除き、電話又は窓口等による口頭での問合せについては一切受け付けません。

質問に対する回答は、令和7年10月13日(月)までに、釜石市ホームページへの掲載により一括して行います。

6 入札手続き等

- (1) 入札書の提出期限
令和7年10月22日(水) 午後5時必着
- (2) 提出場所
上記「3(2)提出場所」に記載されている場所に持参又は郵送により提出してください。
※入札書の提出は、持参又は郵送のみの受付とし、電子メール、FAX による入札は認めません。
- (3) 開札日
令和7年10月23日(木)
- (4) 入札の回数
入札の回数は1回とする。
- (5) 入札保証金
免除
- (6) 契約保証金
免除

7 入札書の提出方法

- (1) 入札書(様式第3号)は、長3サイズの封筒に入れ、封筒の表面には「宛先(〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号 釜石市役所総務企画部財政課財政係宛)」、「入札書在中」(朱書きで)、を表記してください。また、裏面には「入札参加者名(業者名)」、「入札に係る件名」、「開札日」を表記のうえ、持参又は郵送により提出してください。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税と、リサイクル料金(9,260円)を除いた金額を記入して下さい。落札金額に、消費税及び地方消費税10%相当額と、リサイクル料金を加算した額をもって契約金額といたします。
- (3) 入札書の日付は、開札日を記載してください。
- (4) 入札金額は、入札書に右詰めで記入し、金額の前のマス目を埋める止め印又は¥マークを必ず付してください。
- (5) 封筒に入札書を入れ、割印をしてください。
- (6) 郵送にて入札書を提出する場合は、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
※入札書は、開札日の前日(祝日・休日の場合は、その前の開庁日)までに届くことが条件となります。
※提出期限を過ぎて到達したもの、指定方法以外(普通郵便、宅配便等)で送達されたものは受理しません。
- (7) 既に送達した入札書の「訂正」「差し替え」は認めませんのでご注意ください。

8 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうちで、予定価格(最低売払価格)を超えた最高の価格で入

札した者を落札者とします。

- (2) 入札結果については、落札者にのみ電話により連絡するものとし、落札者以外の方には、FAX等により連絡します。また、後日、釜石市ホームページへ入札結果を掲載します。
- (3) 落札者となるべき同額の入札者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きの方法は、当該入札に立ち会う職員が代役として全てのくじを引き落札者を決定します。

9 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 記名押印、件名その他必要事項の記載を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (5) 同一入札者が2通以上の入札をした場合の当該入札者のした全ての入札
- (6) 入札者が協定して入札したと認められる場合の当該関係者のした入札
- (7) 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日(電話連絡を受けた日)から8日以内に、売買契約書により契約を締結していただきます。契約に係る費用は落札者の負担とします。

11 売買代金の納付

売買代金は、契約締結日から14日以内に、市が交付する納入通知書若しくは市の指定する口座への銀行振込により納付してください。なお、振込に係る手数料は落札者の負担とします。

12 所有権移転及び物件の引渡し

- (1) 当該物件の所有権は、売買代金を納入したときに落札者に移転します。
- (2) 当該物件は、現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 所有権の移転などの手続きは、売買代金の納付を確認後、落札者が行ってください。
- (4) 所有権の移転等に係る費用は落札者の負担となります。
- (5) 車両の引渡し期限は、令和7年11月21日(金)とします。

引渡し場所は、釜石市鈴子町16-19 釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署です。

- (6) 車両の所属名及び対空表示等は全て消去し、車両四方面及び対空表示消去後の写真を、釜石市危機管理監消防課消防団係(〒026-0031 岩手県釜石市鈴子町16-19)に提出してください。

(7) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

【問い合わせ先】

〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

釜石市役所総務企画部財政課財政係

TEL:0193-27-8416 FAX:0193-22-2686

e-mail: keiyaku@city.kamaishi.iwate.jp